

高濃度 PCB 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する 大阪市の対応状況について

1 検討要請（令和3年9月22日）の概要

環境大臣からJESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業の継続及び処理対象物について、検討の要請がなされた。

- (1) 計画的処理完了期限後の新規発見等に備えて、事業終了準備期間を活用し、少なくとも令和5年度末までは処理を継続したい。
- (2) 計画的処理完了期限後に北九州事業地域で発見されたコンデンサー等の一部も大阪事業の処理対象物とすることとしたい。

2 本市対応概要

- ・ 地元連合町会長会での説明（令和3年9月30日及び同年10月28日）
- ・ 関係議員への説明（令和3年9月から令和4年2月にかけて）
- ・ 市民及び事業者に対する説明会（令和3年11月16日及び令和4年1月19日）
- ・ 本市から、環境大臣へ回答（令和4年3月28日）

3 地元住民等からの意見

(1) 連合町会長、関係議員への説明における主な意見

- ・ 計画的処理完了期限以降に新たに見つかった場合の備えとして、環境保全確保のため、高濃度 PCB 廃棄物は JESCO で処理すべき。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物は JESCO 事業所の相互活用により確実に処理すべき。
- ・ 事業終了準備期間後に新たに発見された場合はどうするのか。さらなる処理期限の延長はあるのか。

(大阪市)

- ・ 現行の事業終了準備期間内で処理することとしており、期限延長はしない。
- ・ 新たに発見されるものについては、事業終了準備期間内に処理するよう指導を強化していく。

(2) 市民・事業者への説明会における主な質疑応答

- ・ JESCO での PCB 処理事業が終了した後、新たに高濃度 PCB 廃棄物が発見されたときに、処理できる場所、方法は確保されるのか。

(環境省)

- ・ 事業終了準備期間を活用して JESCO での高濃度 PCB 廃棄物の処理を継続し、確実に処理が完了するよう関係自治体、関係者へ協力を求め、処理を進めていきたい。
- ・ 事業終了後に発見された場合は、国で対応方針を決める必要があるが、まずは、各地域での処理に取り組んでいく。

(大阪市)

- ・ 早期の処理完了に向けて、今後も掘り起こしを行い、保管されている事業者に対して粘り強く指導等を行っていく。

4 本市回答内容

次の事項を条件として要請を受け入れることを回答

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の安全操業の確保
 - ・事業継続に伴う施設の老朽化対策
 - ・維持管理徹底について指導監督、財政的支援
 - ・大規模自然災害発生時に対する備えの強化

- (2) 事業終了準備期間の厳守
 - ・未把握のPCB使用機器・廃棄物の掘り起こしに向けた周知啓発
 - ・未処理のPCB廃棄物の早期適正処理指導に係る技術的支援
 - ・事業終了準備期間内の確実な処理完了に向けた財政的支援の継続

- (3) その他
 - ・高濃度PCB廃棄物処理事業の進捗状況や環境保全対策について、引き続き情報開示に努めること
 - ・本市の環境施策の推進に関する取組への協力

⇒令和4年3月31日、環境大臣から本市が提示した条件を承諾する旨の回答がなされた。